

金沢大学医薬保健学域医学類 KUGS 特別入試特別枠(富山県枠) 対象 令和6年度富山県地域医療確保修学資金貸与希望者募集要領

富山県

富山県では、将来、富山県内の地域医療を担う人材を育成する観点から、金沢大学医薬保健学域医学類のKUGS特別入試特別枠(富山県枠)(以下、金沢大学特別枠(富山県枠)という。)による入学者に対して、富山県地域医療確保修学資金を貸与します。

金沢大学特別枠(富山県枠)は、入学後、この修学資金の貸与を受ける者を対象としており、出願の前に、富山県に修学資金の貸与希望について申請を行い、出願時には、選考の結果交付された富山県知事の推薦書を金沢大学に提出する必要があります。

富山県の地域医療に貢献するという強い意志を持っている方を募集します。

1 申請対象者((1)、(2)のいずれにも該当する者)

(1) 令和5年度に行われる金沢大学特別枠(富山県枠)の受験を予定している者

(参考)「令和6年度金沢大学入学者選抜に関する要項」における学校推薦型選抜Ⅱの医薬保健学域医学類特別枠 推薦要件(抜粋)

次の1か2のどちらかに該当する者、かつ3から5のすべての要件を満たすもの

- 既にKUGS 高大接続プログラムでKUGS 特別入試への出願が認められた者
- 国立研究開発法人科学技術振興機構のグローバルサイエンスキャンパス事業の第一段階を修了した者(大学等が開講するグローバルサイエンスキャンパス事業によるプログラムにより一次選抜後に受講者を育成する二次選抜までの育成プログラムを修了した者)
- 次の(1)から(2)のいずれかに該当する者で、令和6年度大学入学共通テストで課す教科・科目を受験するもの
(1)高等学校若しくは中等教育学校を令和5年4月から令和6年3月までに卒業又は卒業見込みの者
(2)通常の課程による12年の学校教育を令和5年4月から令和6年3月までに修了又は修了見込みの者
- 出身学校長が発行する調査書の全体の学習成績の状況がA段階に該当する者で、かつ出身学校長が人物・能力について責任を持って推薦できるもの
- 合格した場合、入学することを確約できる者

(2) 金沢大学に入学した後、富山県地域医療確保修学資金の貸与を希望している者

※「富山県の地域医療に貢献する強い意志」をお持ちの方を募集するため、富山県内の高校に在学の方を想定していますが、県外高校に在学の方でも対象とする場合もありますので、事前に「4 申請書類の提出先・問合せ先」へお問合せください。

【富山県地域医療確保修学資金】 詳細については3ページ以降を参照ください。

貸与額	入学料相当額(入学時 282,000円 予定) 授業料相当額(年額 536,000円 予定) 修学費(月額 100,000円)
貸与期間	6年間(大学入学から卒業まで)
返還の免除	大学を卒業後、医師となり、その後、富山県知事が指定する臨床研修病院で臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する研修)を修了した後、知事が貸与生ごとに指定する富山県内の医療機関において、地域医療に必要な診療科(小児科、外科(*1)、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科(*2))の診療に従事し、9年間勤務した場合に、返還が免除されます。 (*1)外科は、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科及び形成外科は含みません。基本領域の「外科」を修了した後、サブスペシャリティ領域の専門分野に従事する場合は、「呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科」を対象とします。 (*2)基本領域「内科」を修了した後、サブスペシャリティ領域「感染症」の専門分野に従事する場合を対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。(基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。) (返還免除の条件を満たさない場合は、貸与額に所定の利子率(5%)を乗じて得た額を返還していただきます。) また、別に定めるキャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用を受けることとなります。

2 申請期間 令和5年10月4日(水)～11月2日(木)【必着】

3 申請方法 修学資金の貸与希望を申請する方は、次の書類を富山県厚生部医務課に郵送又は持参により提出してください。

※郵送の場合は簡易書留とし、封筒に「富山県地域医療確保修学資金貸与希望書在中」と明記してください。持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までの受付となります(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

【提出書類】

- ①富山県地域医療確保修学資金貸与希望書(様式第1号)
- ②在学する高等学校(中等教育学校を含む)の校長が作成し、かつ、厳封した推薦調書(様式第2号)
- ③在学する高等学校(中等教育学校を含む)の校長が作成し、かつ、厳封した調査書(「令和6年度大学入学者選抜実施要項」(令和5年6月2日付け5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知)別紙様式)
- ④写真1枚
(縦4cm×横3cmの大きさとし、上半身脱帽正面向きで3箇月以内に単身撮影したもの。裏面に申請者の氏名を記載すること)
- ⑤面接票送付用の返信用封筒1枚(長形3号(23.5cm×12cm)の封筒に、申請者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、664円切手(簡易書留速達料金)を貼ったもの)

4 申請書類の提出先・問合せ先

富山県厚生部医務課 医師・看護職員確保対策班
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話 076-444-3218(直通)
FAX 076-444-3495
E-mail doctor-t@esp.pref.toyama.lg.jp

5 選考方法 面接及び提出された書類により総合的に判断し、選考します。

(1)面接の期日及び場所

期日 令和5年11月25日(土)
場所 富山県民会館(富山市新総曲輪4番18号)

(2)面接票の送付

「面接票」及び面接日等を記載した要領を後日送付します。
面接票が令和5年11月15日(水)までに到着しない場合は、富山県厚生部医務課まで連絡してください。

6 結果通知 選考結果は、令和5年11月下旬から12月初旬に貸与希望者全員に通知します。 修学資金を貸与することが適当であると認めた方には、富山県から「貸与予定通知書」を送付します。 また、修学資金を貸与することが適当でないと認めた方には、「貸与不承認通知書」を送付します。

(注) 令和5年度に行われる金沢大学特別枠(富山県枠)に合格しなかった方、又は、合格したが、令和6年度に金沢大学特別枠(富山県枠)として入学しなかった方については、原則として修学資金の貸与は行いません。

7 「推薦書」 「貸与予定通知書」に併せて「推薦書」を送付します。令和5年度に行われる金沢大学特別枠(富山県枠)に出願する際に、この「推薦書」を金沢大学に提出する必要があります。

(注) 金沢大学への出願については、金沢大学が作成する募集要項をご確認ください。
(後日公表予定)

【問合せ先】

金沢大学医薬保健系事務部学生課医学学務係
〒920-8640 石川県金沢市宝町13番1号
電話 076-265-2125～2127

【富山県地域医療確保修学資金貸与制度】

修学資金は、富山県地域医療確保修学資金貸与条例及び同施行規則の定めにより貸与します。

1 貸与の決定

(1)申請 金沢大学医薬保健学域医学類のKUGS特別入試の特別枠(富山県枠)に合格し、令和6年度に入学した方は、「地域医療確保修学資金貸与申請書」等必要書類を富山県厚生部医務課に提出しなければなりません。

※申請にあたっては、2名の連帯保証人(予定)が必要となります。

1名は、貸与を受けようとする者の親族(父母等)、もう1名は、家計を別にする成年者であって、修学資金を返還できる資力を有する者(県内に在住する者が含まれることが望ましい)としてください。

(2)貸与 申請書の提出後、富山県から「貸与決定通知書」を交付し、その後、修学資金を貸与します。

2 修学資金の内容

(1)貸与の目的等について

ア)貸与の目的(条例第1条)

医師の確保が必要な富山県内の医療機関の小児科、外科(*1)、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科(*2)において、診療に従事する勤務医を確保し、地域医療の充実に寄与することを目的としています。

*外科、感染症内科の詳細は、4ページの「※3診療科」をご覧ください。

イ)貸与対象者(条例第2条)

金沢大学医薬保健学域医学類のKUGS特別入試の特別枠(富山県枠)により入学した学生

ウ)貸与の方法(条例第3条)

入学した日の属する月から、大学を卒業する日の属する月まで6年間、次の額を貸与します。

入学料相当額 入学時 282,000円予定

授業料相当額 年 額 536,000円予定

修学費 月 額 100,000円

(2)貸与の取消し・停止について(条例第6条)

ア)次の場合は貸与取消しとなり、貸与された修学資金に所定の利率(5%)を乗じて得た額を返還しなければなりません。

- ①退学したとき
- ②心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき又は死亡したとき
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき(2回目の留年が決定した場合等)
- ④辞退したとき(規則第8条に基づく辞退届(様式第7号)の提出を行ったとき)
- ⑤その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき

イ)停学、休学、留年等の場合、相当期間貸与が停止されます。

(3)修学資金の返還免除及び一部免除について(条例第9条)

ア)修学資金の返還免除(全額免除)について

次の場合に修学資金の返還が全額免除されます。

- ①大学を卒業後、医師となり、その後、富山県知事が指定する臨床研修病院^{※1}で臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する研修)を修了した後、知事が貸与生ごとに指定する富山県内の医療機関^{※2}において、地域医療に必要な診療科^{※3}(小児科、外科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科)の診療に従事(以下「指定特定医療機関従事医師」という。)し、9年間勤務^{※4}した場合に、修学資金の全額の返還が免除されます。

また、別に定めるキャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム^{※5}の適用を受けることとなります。

※1 臨床研修病院

金沢大学附属病院、富山県内の臨床研修病院になります。

※2 医療機関

勤務する医療機関は、次の病院又は診療所の中から指定されることとなります。

(注)令和5年度のものでありますので、臨床研修を修了された時点では、変更している場合があります。

※へき地医療拠点病院、へき地診療所として

黒部市民病院、かみいち総合病院、厚生連高岡病院、金沢医科大学氷見市民病院、市立砺波総合病院、南砺市民病院、公立南砺中央病院、南砺市利賀診療所、南砺市上平診療所、南砺市平診療所、富山西総合病院

※その他、公的医療機関として

あさひ総合病院、富山労災病院、厚生連滑川病院、富山市民病院、富山県立中央病院、富山大学附属病院、富山まちなか病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、国立病院機構富山病院、射水市民病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、地域医療機能推進機構高岡ふしき病院、北陸中央病院、国立病院機構北陸病院

※3 診療科

卒業後の診療科は、地域医療において必要な診療科(小児科、外科(*1)、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科(*2))の中から選択していただきます。

(*1)外科について

外科は、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科及び形成外科は含みません。基本領域の「外科」を修了した後、サブスペシャリティ領域の専門分野に従事する場合は、「呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科」を対象とします。

(*2)感染症内科について

基本領域「内科」を修了した後、サブスペシャリティ領域「感染症」の専門分野に従事する場合を対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。(基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。)

※4 勤務

臨床研修を行った後、知事が指定する医療機関において、9年間診療に従事していただきますが、富山県立中央病院等の県内医療機関において、知事が認める研修(専門研修等)を受ける期間は、診療に従事すべき9年間に含めます。なお、9年間のうち、医師多数区域(富山市)以外の指定された医療機関等に4年間以上勤務することとします。

※5 キャリア形成卒前プラン及びキャリア形成プログラムの適用

富山県では、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムを定めており、修学資金の貸与を受けた方は、本プラン及びプログラムの適用を受けることとなります。

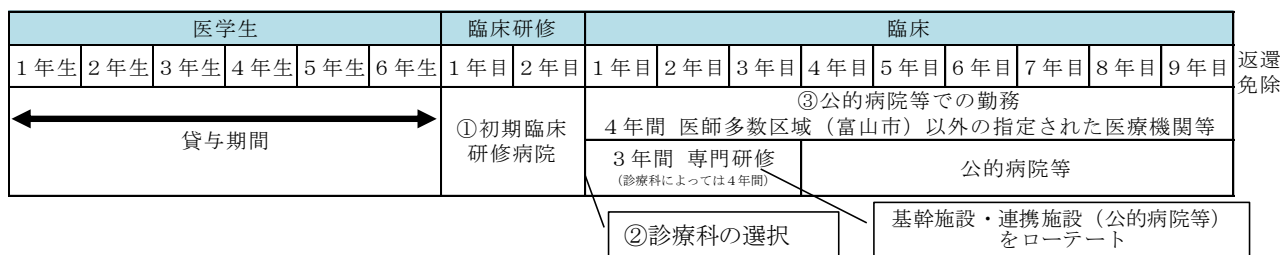
※キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランは、大学在学中から地域医療に関する意識の涵養を図り、将来地域医療に従事する際の具体的なキャリアを描けるよう支援をすることを目的として、都道府県が作成するものです。具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

※キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムは、医師の地域偏在・診療科偏在の解消と派遣される医師の能力開発・向上の両立を図るとともに、地域医療に従事し、地域に貢献いただけるようなキャリア形成を支援することを目的として、都道府県が策定するものです。地域医療に従事しながら、専門研修を行うことができるよう配慮することとしています。具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

(参考) キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ



②職務に起因する心身の故障により免職されたとき、または職務により死亡したときは、修学資金の全額の返還が免除されます。

イ) 修学資金返還の一部免除について

修学資金を返還することになった場合でも、指定特定医療機関従事医師として通算3年以上勤務した場合は、その在職月数に応じて返還額の一部が免除されます。(3年未満の期間しか勤務していなかった場合、又は、内科の専門研修修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合は、全額返還となります。)

ウ) 免除の申請手続について

返還免除が成立した場合、次の書類を提出して下さい。

- ・修学資金返還免除申請書(様式第9号)

(4) 修学資金の返還について(条例第7条)

ア) 返還が必要な場合

次の場合には、貸与された修学資金に所定の利率(5%)を乗じて得た額を返還しなければなりません。

- ①貸与を取り消されたとき
- ②大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得できなかったとき
※卒業する年の国家試験に不合格となり、翌年の国家試験にも不合格となった場合、返還となります。
- ③免許取得の後、直ちに、知事が指定する臨床研修病院で臨床研修を行わなかったとき
- ④臨床研修期間が2年を超えたとき
- ⑤臨床研修を終え、直ちに、指定特定医療機関従事医師にならなかったとき
- ⑥県内で指定特定医療機関従事医師として従事しなくなったとき

イ) 返還の期間、方法

- ・返還期間：返還理由が発生した日(退学、県外就職、退職等)から起算して、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に返還
- ・返還方法：直ちに一括払、若しくは半年賦又は年賦の均等払

(5) 返還の猶予について(条例第8条)

ア) 返還を猶予する場合

貸与を受けた者が次の場合に該当するときは、申請により返還を猶予します。

- ①大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間(ただし、2年を限度とする。)
- ②医師免許を取得した後、引き続き行う臨床研修の期間(2年)
- ③指定特定医療機関従事医師として診療に従事している期間
- ④知事が認める研修の期間
- ⑤災害、病気その他やむを得ない事情により、返還が困難であると認められるとき(その理由が継続する間に限る。ただし、2年を限度とする。)

イ) 返還猶予の手続

① 大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間(卒業後2年以内)について、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書(様式第8号)
- ・卒業証明書

② 医師免許を取得した後、病院での臨床研修を行っている期間は、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書(様式第8号)
- ・卒業証明書(①で提出済の際は必要ありません。)
- ・医師免許証の写し又は登録済証明書
- ・現に研修をしている病院の証明書

③ 返還免除が成立するまでの間は、毎年度当初に、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書(様式第8号)
- ・現に研修をしている病院の証明書又は勤務している病院等の就業証明書

(6) 各種届出

ア) 在学証明書の提出について(規則第14条)

修学資金貸与中は、在学証明書(大学等の定めるもの)を毎年4月15日までに提出してください。

イ) 借用証書の提出について(規則第7条)

貸与が終了した時点で、直ちに連帯保証人2名(誓約書と同じ方)の実印を押印した借用証書(様式第6号、印鑑証明書添付)を提出してください。

ウ) 各種届出について(規則第15条)

- ・停学、休学、留年、退学等の場合は、直ちに連絡してください。
- ・本人及び保証人の住所、氏名等を変更した場合は、直ちに連絡してください。

(7) 修学資金の令和6年度支払い計画

区分	金額	内 訳	支払時期 (予定)
4～6月分	1,118,000 円	入学料相当額 282,000 円(予定) 授業料相当額 536,000 円(予定) 修学費 100,000 円×3月分	6年4月
7～9月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	7月
10～12月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	10月
1～3月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	7年1月

